

Title	地代概論 (五、完)
Sub Title	
Author	増井, 幸雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.6 (1916. 6) ,p.828(86)- 854(112)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160601-0086

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

地代概論(五、完)

増井幸雄

目次

- 緒 言 (既出)
- 一 地代の意義 (同上)
- 二 地代の發生 (同上)
- 三 地代の分量 (同上)
- 四 地代の増減 (同上)
- 五 地代と代價

一、序言 二、地代は代價の一部をなすや否や、私見 三、スミス・リカード・モルの説、其の批評 四、地代の増減は代價に影響するや否や、諸家の説及び其の批評 五、私見

地代と代價との間には「代價の地代に及ぼす影響」といふ關係と「地代の代價に及ぼす影響」といふ關係との兩者がある。然し前者は既

に前號に於て「地代の増減」に關する所論の中に於て詳説したからして茲に論ずべく残つて居るのは即ち後者のみである。尤も此の地代と代價との關係に就ては前年本誌上(第八卷六號)に於て「地代と穀價」と題して論じたことがあつたからして今再び之を論ずるのは重複の嫌はあるが、然し當時の拙稿は今日から見れば頗る不備不満足なものであるから地代の概論を試むるに當つて更に同一問題に就て筆を下さうと思ふ。

さて地代の代價に對する關係如何といふことに就ては種々なる學説がある。或は地代は代價中に入るといひ或は入らずと云ふ、或は地代は生産費の一部を構成するといひ或は地代は餘剰にして生産費に入らずといふ。更に又或は地代は代價に影響を與へずといひ或は影響を與へるといふ。果して何れが正しきか。吾人は地代が代價中に包含せらるゝや否や、地代が代價に影

響を與へ得るや否や、若し影響を與へ得るとせば如何なる影響を與ふるやに就て、或は私見を述べ或は他の學者の所説を批評しつゝ、研究して見やうと思ふ。

凡て財の代價は、財の種類何たるやを問はず何れも買手側に於て之を取せんがために代價として支拂ひ得べき最高限度即ち所謂需要代價と、賣手側に於て其の代價として受取ることを受諾し得べき最低限度即ち所謂供給代價との兩者を上下の兩極端として其の間の或る一點に定まるものであつて、其の中の一たる需要代價のみによりて定まるのではなく又供給代價のみによりて定まるのでもない。然しながら之を短期間に就て見るときは代價決定の要因としては需要者側の事情が重きをなし代價の高低は費用の如何に拘はらず、需要代價の高低によりて定まるの傾向がある。蓋し短期間に於ては性質上

費用を投じて任意に其の供給を増加すること能はざる種類の財は勿論のこと、費用を投ずれば任意に供給量を増加し得る種類の財と雖も短期間に於ては其の供給量は殆んど一定で供給代價も亦た變動を來すことはなく、代價を動かすの要因としては需要分量の増減、需要代價の高低あるのみであるからである。之に反して若し之を長期間に就て考へるならば供給者側の事情が代價決定上に重きをなし代價は供給代價に一致せんとするの傾向あるを見る。蓋し、此の場合と雖も代價は需要代價以下に在るべきことは勿論であるが、而も他の一方に於て供給の分量の多少は贏ち得べき代價と之に要する費用との差額即ち利潤の多少如何によつて定まるべきもので、若しも或る代價に賣ることによつて得べき利潤が増加するときには同種の財の供給は増加し競争の作用は遂に此の利潤の皆無となるまで繼續せられて代價は結局費用と一致する點まで低

下せしめられ、若し又或る代價に賣ることによつて何等の利潤をも得ないのみならず費用をも回収し得ずして却て損失を來すといふ場合に於ては供給減少すると共に需要増加して遂に代價は費用と一致するの點まで引上げられるからである。財が長期間を通じて維持すべき代價、吾人は之を正常代價と呼ぶ。故に財の正常代價は費用に一致せんとするの傾向があると云ふことが出来るのである。(人或は代價は費用によつて定まるといふ言語を用ふることがあるが、代價は元來需給の關係を通じて間接に費用に一致せんとするものであるのに、右の如く云ふときは代價が費用と直接關係を有し費用の多少は何等他の中間的作用の媒介を藉らずして即時に直接に代價の高低を決定するといふやうな意味に誤解されるの虞があるから寧ろ代價は費用に一致せんとすると云つた方がよいと思ふ。)然しながら茲に注意すべきことは單に費用と云つても其

の費用額は常に同一ではないと云ふことである。若し費用にして供給者の何人たるを問はず又供給量の幾何たるを問はず常に等しいものとすれば是れ以上の詮察は不必要であるが、事實は然らずして費用は常に其の額が違ふ、供給分量の多少によつても違ひ供給者其の人を異にするに従つても相違があるのである。財の生産に當り(一)工業的生産物の多數の場合に於て最もよく見得るが如く生産量の増加するに従つて一個當りの費用に減少を來す場合と(二)農業生産物の場合に最もよく見得るが如く生産量の増加するに従つて一單位當りの費用に増加を來す場合と(三)實際に存することは稀であるが生産量の多少如何に拘はらず、一單位當りの費用は常に等しいといふ場合との三つがある。果して然らば同一人が供給する場合に於ても費用は供給量の多少によつて高低種々ある譯であるが供給代價を決定する所の費用なるものはその中何れの部

分の費用であるか。最少の費用であるか、最大の費用であるか、それとも中間的平均點の費用であるか。云ふまでもなくそれは最後の一單位を生産するに要する費用即ち限界的費用に外ならないのであつて前記(一)の場合にありては最低の生産費、(二)の場合にありては最高の生産費である。何となれば第一の場合にあつては最低生産費と同額の代價に供給しても毫も損失することはないからであり、第二の場合にあつては最高生産費以下の代價に賣るとすれば最後の數單位を供給することは損失であるからである。然るに同種の財が多數者の供給に係るときは此の限界的費用そのものも人によつて其の額が違ふ、蓋し人によつて生産費を異にするのみならず企業の組織・規模乃至は技能に相違があるからである。此の場合には代價は何人の限界的費用に一致せんとするや。曰く、其の當時の需要を充すに要する全供給の中での最高費用即

ち所謂社會的限界費用に一致せんとするのである。何となれば若し代價が此の最高費用以下に下る場合には最高費用を要するもの及び之に近きものは生産を中止するからして供給減じ結局代價を此の費用の點まで引上げるからである。此の事は前記(一)(二)何れの場合でも同様である。唯此の最高費用が第二の場合に於ては供給量の増加するに従つて益々高くなるに反し、第一の場合に於ては益々低くなり可能的最低限度に歸着するといふの點に於て相違あるのみ。蓋し第一の場合に於ては比較的高き限界費用を要する供給量は比較的低位限界費用を要する供給の爲めに競争外に驅逐せられその爲めに生ずる供給の減少は後者によつて喜んで補はれるの傾向があるからである。斯くの如くなるが故に吾人は最後の斷案として、正常代價は社會的限界費用(それは最高である)に一致せんとするものであると云ふことが出来るのである。

若しも代價にして以上述べたるが如く社會的
 限界費用に一致するものとすれば、假令全供給
 量の中で最高なる此の社會的限界費用を要する
 部分と雖も、もともと供給者は之によつて相當
 の利潤を得むことを目的として供給するのであ
 るからして、少くとも之が供給に要する費用た
 けは代價によつて回収されるべきである。況ん
 や之よりも僅少なる費用を要する供給部分に於
 ておや。然るに費用とは供給をなすために犠
 牲に供せられ従つて供給者が代價によつて回収
 せんと欲する凡てのものを包含するが故に、若
 しも供給者が地代を支拂ふことを契約して借り
 た土地を使用したとすれば地代は勿論費用の一
 項目となる。又假令自己所有の土地でも之を他
 人に貸す場合に於て地代を收得し得べきものな
 るときは是れ亦費用の一項目と算せらるゝこと
 が多い。唯、何等の地代をも支拂はずして借りた
 土地や他人に貸すも地代の取れないやうな自己

所有の土地を使用した場合に供給される財のみ
 に就ては地代は費用中に入らず従つてその代價
 の中に入らない。費用を投じて生産するも其の
 得る所は僅かに原料品其他の直接費用を償つた
 外には勞銀、利子並に相當の利潤を取得せしむ
 るに止まり何等地代支拂の資に充つべき部分を
 生ぜざるが如き所謂限界生産なるものは恰かも
 此の後者の場合に當るのである。そこで人或は
 説をなして、代價の歸着すべき標準たる費用に
 は地代が含まれて居ないから代價中に地代は入
 つて居ないのであると云ふ、否、地代論を試む
 る者の大部分は斯く論じて居る。然しながら全
 體の供給量の中で費用中に地代の算入せられて
 居らないやうな部分は僅かに此の限界生産によ
 る部分のみであつて其の分量は極めて僅少に過
 ぎないからして、全體の上から見れば地代は勿
 論費用の一項目をなし、従つて代價構成の一要
 素をなすと云はなければならぬと思ふ。而し

て此の事は單に農業生産物の場合のみと云はず
 廣く一般生産物の場合に於て然りと云ひ得るの
 である。

尤もマールシャルは、代價と生産費との關係を
 は限界生産による以外の部分に就て論ずれば循
 環論になると云つて次の如く云つて居る。「若し
 生産費をば限界より來らざる部分の生産物に就
 て考へるならば地代支拂による支出は勿論費用
 中に計算されなければならぬであらう。然し若
 し代價を支配する原因の説明に當つて此の考を
 用ふるとすれば循環論に陥る。限界生産による
 部分に就て考ふる場合に於てのみ循環論に陥ら
 ざるを得るのである」(註一)と。然り、優等生
 産による部分の費用を以て代價を支配する原因
 (即ち限界生産に於ける最高の費用)を説明せ
 んとするならば或は循環論にも陥らう。然しな
 がら生産物の最大部分を占むる所の優等生産に
 よる部分の費用を以て其の全供給量の代價に對

せしむるに於ては毫も斯る虞はないのである。
 何れにしても、地代は最高生産費に入らずと云
 ふのみならばそれは可なり、限界生産による部分
 の財の代價中には地代包含せられずと論ずるの
 みならばそれは亦不可ならず、然しながら如何に
 地代の包含されざる最高生産費が代價の歸着す
 べき標準となればとて直ちに之を全供給量の場
 合に移して地代は代價中に入らず費用を構成せ
 ずとなすに至つては大に不可である。何となれ
 ば生産費の中には高低種々あり、最高生産費と
 代價との關係と、それ以下の費用と代價との關
 係とは兩者に異なる所あるが故に前者の場合の
 理論をその儘に後者をも含む全體の場合に適用
 することは出來ないからである。或は、地代の分量は生産額と之に要する費用
 との差によりて定まるといふ考に因はれて、地
 代は餘剰である、費用中に入る筈がないと論ず
 るものがあるかも知れぬ。是應は尤もなやうに

聞えるが、然し此の議論は、或る土地の借用に當つて之に幾何の地代を支拂ふべきやを考ふる土地評價・地代契約の場合と、其の土地の借用耕作によつて幾何の利潤が得られるやを考へる生産物販賣・利潤計算の場合との區別を明かにしないことからして生ずる場所外れの議論である。損失を蒙らないやうにする爲めには最高幾何までの地代を拂つて差支ないかを考へる場合に於ては勿論地代は生産物の代價の中から之に要する勞銀、利子、原料品代價、並に相當の利潤を差引いた殘額即ち餘剰として考へられる、而して此の場合には利潤は却て費用と同一の地位に立つ。然しながら一と度斯くして定まつたる剩餘を最高限度として地代支拂額が契約されたとすれば、此の定められたる地代は必ず代價を以て回収せざるべからざるもの、一となり、利潤計算の場合には勞銀、利子、原料品代價と等しく費用の一項目として必ず代價の中から控除せ

らるゝものとなる、此の場合に於ては利潤が餘剰で地代は費用である、然るに吾人が茲に論ずる所のものは代價は地代によつて如何なる影響を受くべきやにあるのであるからして無論地代が費用の一項目と考へらるゝ場合の理論でなければ通らぬ。故に論者の説は獨立の説としては誤つては居ないが此の場合にそれを持ち出すのは的を外れて居る、御門違ひだと云はなければならぬ。

更に又、地代は個人生産者の見地よりすれば費用の一項目となるけれども國民經濟上から見れば費用とは云はれないといふ説を抱く者があるかも知れぬ、否、吾人は時々斯る説を聞く。然しながら、國民經濟上から見れば費用の中に入らないものは單に地代のみではなく、勞銀も利子も等しく費用には入らない。勞銀も利子も地代も共に利潤と等しくそれ／＼生産に參與するの報酬として各員に分配せらるゝ純生産の一

部であつて、國民經濟上眞に生産の費用たるものは生産の爲めは失はれたるもの即ち勞働(勞銀にあらず)と原料品と資本減價とに外ならぬ。故に同時に利子や勞銀に對しても其の費用たることを否認するにあらざる限りは「地代は個人的立場より見てのみ費用なり國民經濟上より見れば然らず」といふ反對説は毫も利き目はないのである。論者果して此の言を移して勞銀利子の場合に適用し得るの勇ありや否や、抑々又地代と勞銀利子との間に根本的相違を認むるや如何に。

註1. Marshall: Principles of Economics, 5th. Ed.

P. 427-8.

三

地代が代價の中に入るや否やに就ては種々な學説がある。今其の中の一二を紹介批評して見やう。

(1) 第一にアダム・スミスの所論を見やう。スミ

ス曰く「何れの社會に於ても貨物の代價は結局是等三者(勞銀、利潤、地代)の中の一、二或はその凡てに分解される、而して凡て進歩したる社會に於ては是等の三者は最も多數の貨物の代價構成部分として多少なりとも其の中に入る例へば穀物の代價に於ては一部は地代となり一部は勞働者・家畜等の生活の資となり残りは農業者の利潤となる。是等の三部分は直接又は間接に穀價の全部を構成する」(註二)と。又他の場所には於て大要次の如き意味を説いて居る「何れの社會に於ても、種々の方面に使用せらるゝ勞働資本及び土地に對して支拂はるゝ勞銀・利潤(スミスの用語によれば此の中に利子をも包含す)並に地代には普通の或は平均の率がある、之を勞銀、利潤、地代の自然率と云ふ。而して貨物の代價が自然率による勞銀・利潤・地代の合計と同額なるときは自然代價と呼び、貨物が市場で實際に賣買される所の代價を市價と稱す、市

價の高低は貨物の需要供給の關係で定まるもので、前者が後者よりも大なれば市價は自然代價よりも高くなり、後者が前者よりも大なれば市價は自然代價よりも低くなり、兩者が等しくなれば市價と自然代價とは一致する。而して實際に於ては需要と供給とは自ら一致するもので、假令市價が自然代價より或は高くなり或は低くなることも常に自然代價を中心として動いて居る之に一致せんとして居るものである」と説いて居る(註三)。是れによつて見るとスミスの所説は要點に於ては予輩の私見と一致して居るやうに思はれる。

(2) 之に反してリカードは全然反對の意見を述べて居る。農産物の代價の場合に就て論じて曰く「最大分量の労働を以て生産されたる部分の穀物が穀物全體の代價を左右する。而して地代は代價の構成分子とならない、否、なり得ないのである。故にアダム・スミスが、財の交換

價值即ちその生産に要したる労働の比較的分量を定むる根本的原始的なる原則は土地私有、地代支拂によつて全く一變せられ得ると思像して居るのは正しいとは云はれない。原料品こそ大多數の財の構成要素とはなれ、その原料品の價值は穀物の場合と同じく、土地に最後に投せられ、地代を生ぜざる資本部分の生産力によつて左右せられるのである。故に地代は財の代價の構成分子ではない」と(註四)。

之によつて見ればリカードは、穀物の代價は全供給量中で最高費用を要したる部分の費用額によりて定まるものであるが、此の部分の穀物は地代を拂はずして生産されたのであるからして、地代は穀物の代價の中には包含されて居ない、原料品を用ひたとしても其の原料品の價值の中には同様に地代が包含されて居ないのである。何れの點から見ても地代は代價の中に含まれて居ない」と云ふのである。然し之は甚だ

受取り悪い議論である。如何にも最大労働量を要したる部分のみの代價に就て云へば其の中に地代が入つて居らないと云ひ得るけれども、之より少き労働を要したる部分に就て考ふれば其れは地代を拂つて生産されて居るのだから代價中に地代が入つて居ないとは云はれない。これリカードの祖述者や辯護者が、地代が費用の中に入らないと云ふ其の意味は代價を決定する所の費用 (price-determining cost of production) の中に入らないと云ふことであると解して居る(註五)。所以である。若しリ氏の斷案にして果して辯護者の解するが如きものであるとすれば氏の所説は誠に無事安全毫も非難すべからざるものとなる。然しながら同時にそれは頗る平凡なものになつて其の價値の大部分を失ふことになるのである。何となれば、此の意味に於て云ふならばそれは單に限界的生産に於ては地代は支拂へないといふことを換言したに過ぎないからで

ある。かくして此の種の所説は畢竟予が初めに述べた所と同じものに化して了ふのである。(3) 然るにミルは此の問題に就てはスミスが然りと答へリカードが否と答へたと異なつて全く然りとも又全く然らずとも云はずして、農産物の場合には原則としては地代は代價の中に入らないが工業生産物の場合には代價の中に入ると云つて居る。即ち曰く「代價 (ミルは Value なる語を代價の意味に用ひて居る) は全供給中に於て最大の費用を要したる部分の費用に相當する。此の費用は一般のものとしては勞銀と利潤より成り、特別の場合には租税も其の中に加はることがある。然し地代はそれが稀少價值より生じ稀少價值を代表せる場合、多くは實際には存せず)を除くの外は生産費の中には入らない。唯、農業に於て地代を生ずべき土地が他の目的に使用されたる場合においてはその前者に於て生ずべかりし地代が後者に於ける生産

物の生産費に入るのみである』と(註六)。今ミルが斯く断定する理由を尋ねて見るに、彼は地代が農業上に於ては原則として代價中に入らぬといふ理由を次の如く述べて居る。『吾人は先きに生産費は勞銀と利潤とのみより成つて居る、費用中で勞銀たらざるものは利潤であり利潤たらざるものは即ち勞銀に外ならない』と述べた。然るに今地代は勞銀にも利潤にも分解されることの出来ない要素だから、資本家は地代を拂ふことを要求されて居ないと推定しなければならぬ、而して此の推定は正しい』(註七)。何となれば凡そ『生産物の一部分が必要なる條件として或る代價を取得せよ』とせば他の部分も悉く同じ代價を得べきが故に、代價は最大費用を以て市場に提供せられた部分の財の費用によつて定まることになる。然らば少き費用を要したる部分の貨物はその生産費以上の代價を贏ち得ることゝなつて普通以上の利潤を獲得す

るの特権を得る。而して此の利益が特殊の性質を有する土地の所有に基づきて生じ而も其の所有權が他人に屬する場合には、所有者は土地使用より生ずる過剰所得の全部を地代として借地人より取得することが出来る。或る土地に於て同額の資本をば最悪の土地に於て又は最も費用のかゝる方法にて使用したが爲めに生ずる分量以上に生産し得た部分は地主の手中に歸する。故に地代は農産物の代價を決定する所の生産費の一部をなさない』と(註八)。

次に農業の場合でも地代が代價中に入る例外的場合あることに就ての理由を見るに曰く『資本家が利潤を得る爲めに耕作する場合には前論の如くであるが、勞働者が自己の生活維持の爲めに耕作する場合には之とは相違がある。彼等は生産物の一部を以て家族の生活の資に充てたる殘部を賣るに當つては屢々其の生産の費用よりも遙かに低き代價で賣ることがあるが、此の

場合でも代價に最低の限度がある。彼が市場に持ち出す生産物は以て彼のあらゆる必需品を買ひ且つ地代を支拂ふに足るだけの代價を得なければならぬ。故に此の場合には地代は生産費の一項目となる』と(註九)。

最後に工業敷地としての土地の地代が生産費に入ることに就ては次の如くに述べて居る。『地代は生産費に入るや否やといふ問題に就ては最良の經濟學者は之に向つて否定的の答を與へて居る。人は加ふべき制限あることを知れる場合に於ても之を無視して一口に論斷し去らうとする方に傾くものである。』が經濟學者之が爲めに災せらるゝとが屢々ある。何人と雖も地代が生産費に入る場合あることを否定することは出来ない。假りに或る地所を買入れ又は借入れて織布工場を建てたとすれば其の敷地の地代は正しく生産費の一部を構成する。凡ての工場は敷地の上に建てられ其の多くは特に土地の高價

な場所に建てられてあるからして夫れに支拂はるゝ地代は多くの場合を通じて考ふれば其の工場にて製造せらるゝ凡ての貨物の代價に於て補償されなければならぬ』と(註十)。

吾人は右に引用したるミルの所論に就ては少くとも二つの點に於て直ちに疑問の生じ來るを覺えるものである。その第一は土地を農業用に供する場合に於ては地代は代價の中に入らぬけれども之を工業用に供する場合に於ては地代は代價の中に入るとなすの點である、而して第二は同じく土地を農業用に供する場合に於ても資本家が利潤を得るために耕作する場合には地代は代價の中に入らないが農民が生活の資料を得るために耕作する場合には地代は代價中に入るとなすの點是れである。先づ前者に就て考へて見るに、吾人は何故に農業の場合と工業の場合とによつて地代が代價に入る入らぬの相違があるかを知ることが出来ぬ。既に地代を拂つて土

地を借るとすれば之を農工何れの生産業に利用するを問はず等しく借地人にとつては利潤を得るための費用の一項目をなすもので必ずや生産物の代價を以て之を回収せむとすること兩者の場合に毫も相違あるを見ない。若しも農業用に供したる場合に於て地代が代價中に入らぬとすれば工業用に供したる場合に於ても入らぬ筈であり、工業用に供したる場合に於て入らなければ農業用に供したる場合に於ても入らなければならぬ筈である。然るをミルが一に於ては入らぬ他に於ては入ると云つて居るのは高城ドクトルの指摘された如く(註十)明かに自家播種と云はねばならない。又ミルは明かに土地を農業用に供する場合に於ては「地代は代價を決定する所の生産費(即ち最高生産費)の一部をなさな」と云つて居るからして、此の點はリカードの辯護者がリ氏説の眞意なりとなして居る所のものと同一であつてそれ自身は正しいけれども

然し之は未だ地代が代價に入らぬ費用に入らぬといふ一般的原則とは認め難いことリ氏説の批評の個所並に私見を述べたる個所に於て論じた通りである。して見ると、ミルは一貫した正しき説を立てやうとすれば農業の場合でも工業の場合でも共に地代は代價を決定する所の生産費には入らぬと論ずべきであつた。否、出來得べくんば更に一步を進めて兩者何れの場合に於ても一般に地代は生産費の一項たり従つて代價に入ると改論すべきであつたのである。次に第二の點に就て考へて見るに吾人はミルが利潤を目的とする資本家の經營する場合と自家支持を目的とする者の經營する場合とを分ち其間に地代が代價に入る入らぬの區別を認めたる理由が分らない。若し生活支持の資料を得ることを目的とするものが會々殘米を賣るに當つてその代價中より地代を支拂はむことを欲するとせば販賣によつて利潤を得ることを初めから目的とする

資本的經營者にありては代價の中から地代を支拂はむことを欲するの念慮は更に一層甚しかるべきではないか、何となればその目的とする利潤なるものは代價中より地代其他の費用一切を差引いた殘額であつて此の費用をば實際要した額以上に見積りそれを代價とすることによつて利潤は益々大なるを得べきであるからである。或は説をなして資本家的經營者は自ら土地を所有するが故に地代を費用中に計算せざるに反し生活の資を得るために耕作する者は土地を借入れるが故に之に支拂はるゝ地代を費用中に計算するといふ意味からして斯く區別したのであると云ふものあらんか、此の意味に於て云つたとすればそれはミルの時代には通用したかも知れぬが今日に於ては通用の出來ない議論である、蓋し營利主義の進んだ今日にありては利潤を目的として經營する者にありては假令自己所有の土地の場合でも計算上は恰かも他人から借りたも

のなるが如くに考へ之を他人に貸與した場合に取得し得べき或は之を他人から借りた場合に支拂ふべき地代額を費用の中に計算するを常とすること先きに述べた如くであるからである(第一號所述參照)。斯の如くなるが故に吾人は此の點に於てもミルの所説に賛成することは出來ないのである。

- 註二、Smith:—Wealth of Nations. Ashley's Ed. (Econ. Classics), p. 47.
- 註三、Smith:—Ibid. p. 53—57.
- 註四、Ricardo:—Principles of Political Economy and Taxation. Ashley's Ed. (Econ. Classics), p. 63.
- 註五、Flux:—Economic Principles, p. 110.
- 註六、J. S. Mill:—Principles of Political Economy. Ashley's Ed. p. 478—9.
- 註七、Mill:—Ibid. p. 433.
- 註八、Mill:—Ibid. p. 471—2.
- 註九、Mill:—Ibid. p. 480—1.
- 註十、Mill:—Ibid. p. 468.
- 註十一、三田學會雜誌第九卷第四號三七頁

四

既に地代にして前二項に述べたるが如く費用の一項目として代價の中に包含せらるゝものなりとすれば、地代の分量が變動すれば他の事情の變らざる限り必ず生産物の代價にも變動を來す筈である。即時に直接に代價に變動を來すといふのではなく、土地生産物の供給の變動なる中間現象を通じて間接に代價に變動を來すべきである。思ふに地代の變動は(一)代價の變動からも來(二)費用の變動からも生じ又(三)貸借當事者の交渉のみによつても生ずるのであるが、此の中(一)の場合は地代の變動以前に於て既に代價が變動して居るのであるから地代の代價に及ぼす影響を論ずる此の議論の範圍内には入らない、此の議論の範圍に入るものは代價の變動を離れて獨立的に地代に變動を來し得る換言すれば地代の自變する(二)(三)の場合のみである。是等二つの場合に於ては正に代價に影響す

べきである。然るに此の點に就ては種々なる異論あるを發見する。(1)地代は生産費の一項目たりと明言し其の所論を推して行けば代價の騰貴を離れて地代の増加し得ることを認むる議論をなしながら而も後段に至つては地代は代價に影響しないと云つて居る者がある。スマスは其の一人である。又(2)一方に於て明言はして居ないが其の所論を推して行けば代價の騰貴を離れて地代の増加する場合を認めず此の點よりして地代は代價に影響せずと論じ、他方に於て地代を免除しても代價の下落を來さないと論じ、結局地代には全然代價を動かす力なしとなつて居る者もある。リカードがそれである。又(3)農産物に就ては地代は一般に生産費に入らず従つて地代免除は代價を下落せしめないと論じながら法律を以て地代を増加せしめた場合には代價を騰貴せしめると論じ、且つ工業生産物に於ては地代は代價に入ると論じて恰かも地代の増減が

代價に影響を與へるとなして居るやうに見える者もある。ミルが即ちこれ。而して最後に吾人は(4)地代の免除又は引下は代價に影響しないけれども其の引上は代價に影響すると論ずる説にも出逢つた。それは東京帝國大學の山崎博士の主張に係るものである。以下順次是等の所説を紹介批評して見やう。

(1) アダム・スマス曰く『土地生産物は之を市場に齎らすに要する資本と普通の利潤とを普通の代價によりて回収し得るが如き部分のみ市場に提供せらるゝを常とする。若し普通の代價にして右の程度以上に上るときは其の差額は地代となり、それ以下に下るときは假令市場に搬出せらるゝとも地主をして何等の地代をも取得せしむるを得ない。代價がそれ以上なるやそれ以下なるやは一に需要による。』

土地生産物の中には常に市場へ搬出するに要する費用以上の代價を得るものと必ずしも然ら

ざるものとある。前者は常に地代を生じ、後者はその場合に從つて地代を生ずることゝ生ぜざることゝある。

故に地代は貨物代價の構成分子となるにも勞銀や利潤の場合とは其の趣を異にして居ることが觀取される。勞銀及び利潤の高低は代價の高低を來すの原因となる、而して地代の高低は代價高低の結果である。代價の高低如何は貨物を市場に齎らす爲めに要する勞銀及び利潤の高低如何による。然し地代の高きか低きか又は皆無なるかは代價が是等の勞銀利潤を支拂ふに足る以上に遙かに高きか少しく高きか又は之と等しきかによる』と。(註十二)。

之によつて見ればスマスは地代の分量は代價變動の結果として初めて變動するものであるといふ見地から論じて居るのだから、地代自變の場合を論じて居るのではない。斯く地代自變の場合よりでなく地代他變の場合からして論ず

るならば敢てスミスに限らず何人と雖も同様の結論に達せざるを得ないのであつて、スミスとしては當然かも知れぬが是れでは吾人の研究する問題に觸れて居ない。然らば今暫らくスミスの此の見地を離れて其の所論の全體の上から考へて見れば地代自變の場合があるかと云ふに、地代の分量は「地主が土地改良の爲めに投じたものに比例するにあらず、又その投じ得るものに比例するにもあらずして實に借地人の支拂ひ得る限度に比例する」(註十三)のであつて可能的最高限度に定められるのだと云ふスミスの説に従へば、若し費用に減少を來して借地人の利得増加することありとせば地代は直ちに此の費用減少の後を追うて増加を來すべきであるからして、地代自變の場合があると云はなければならぬ。然るに一步を進めてスミスの所論から引出されたる此の地代自變の場合にはそれは代價に影響を與へ得るや否やと考ふるに、スミス説によ

れば代價に影響を與へ得ないと云はなければならぬ。何となれば地代が常に可能的最高限度にあるの結果として「利潤は常に一定の率を保つに過ぎず、従つて他の事情の變らざる限りは地代増加するも生産物の需要供給には何等の變動をも來すことはないからである。かく正當な道から考へて見ても地代の増減は何等代價に影響を與ふる所なしといふ結論に達するとすれば、スミスの結論は正しいものと認めて可なるや否や、予は然か思はない。此の結論の前提たる、地代の分量が常に借地人の支拂ひ得る最高限度に定まり常に一定率の利潤を得るに過ぎないとなす論を承認しないこと前號に述べた如くであるからである。

スミスは地代は生産費に入るけれども勞銀や利潤が生産費に入るのとは其の趣を異にして居ると云ふけれども決してそうではない、地代の自變せざる場合と勞銀・利潤の自變する場合と

を比較すればこそ兩者は當然その趣を異にすれ、地代自變の場合と勞銀・利潤の自變の場合とを比較すれば兩者は全然同様の關係に立つことになる。即ち地代が上れば他の事情の變らざる限りは供給の減少を來して代價を騰貴せしめる、之と同様に勞銀・利子が上れば他の事情の變らざる限り供給の減少となりて代價の騰貴を來すのである。斯く云へば代價に及ぼす地代の影響は需給關係の變動を通じて行はるゝ間接の作用に過ぎないではないかと云ふ考があるかも知れぬ。然り作用影響は常に間接である、勞銀利子の場合とても同様で直接に代價に影響することはあり得ない。抑々生産費が斯くなつたら代價が直接に高くなつたのではなく、供給減少して代價騰貴しかくて高き生産費の投入が可能となり促進せらるゝに外ならないのである。故に勞銀や利子が生産費に入ること認むる以上は、之れと同様に地代も *the same way* 生産

費に入ると云はなければならぬ。

要するにスミスは地代自變の場合から出立し得べかりしにも拘はらず然かせざりしが故に地代は代價に影響せず生産費に入らずといふ結論に達したのは當然の誤りである。然し假令地代自變の場合から出立したとしても彼の他の部分に於ける所説に災せられて矢張り同一の結論に達せざるを得なかつたのである。吾人はその所論の前半に於て地代は生産費に入ると正しく論じながら後半に至つては一變して地代は代價を動かすの力なしと論じたるスミスをば「彼はその著書の一部に於て否定するかの如くに見えたる眞理をば他の部分に於ては *anticipate* したるなり」(註十四)と云つて、リカードの攻撃に對して辯護して居るマーシャルも亦スミスの誤を誤と認めざりしのみならず之と同様の誤れる説を述べて居る(註十五)のを發見するのは遺憾とする所である。

(2) 次にリカードの所説を窺はう。リ氏曰く『原料品の代價の騰貴するのは最後に得らるゝ部分の生産に要する勞働が増加するからであつて、地主に地代が支拂はれるからではない。穀物の代價は何等の地代をも支拂はざる程度の土地に於てし又は資本を以てする生産に投せらるゝ勞働の分量によつて定まるものである。穀物の高價なるは地代が支拂はれるからではない、穀物が高價なるが故に地代が支拂はれるのである……』と(註十六)。之れによつて見ればリカードも亦スミスと同じく地代の變動が穀價の變動より生ずる地代他變の場合を述べたものであつて、地代は穀價に影響せずといふ結論に到達するのは當然である。然らば代價變動の結果たらずして地代の獨立に變動する場合から出立して此の問題に對したならば果して如何といふに、悲しい哉り氏説を推して行けば斯る地代の自變は増加の方面に於ては起り得ない、蓋

し前號にも述べた如くり氏によれば代價は最高生産費で定まるので、最高生産費の増減は即時に代價の増減を伴ふ其の結果として、假令最高生産費が減少して現在の代價との間に從來以上の差額(地代たるべきもの)を生ずるとも忽ち代價低落して従前と同じ差額を存するに過ぎざる状態に導くからである。限界生産に於ては地代は支拂ひ得ないのだから地代に變動を來す筈はなく、優等生産に於ては費用と代價との差額は悉く地代となるも差額は常に同一なりといふことになるからである。リ氏の見地よりすれば代價の騰貴を離れて獨立に地代の増加し得る場合はないのだからして、地代増加が代價に影響を與へることは考へ得らるゝ筈がない。茲に於てか地代自變の場合をば減少の方面に於て求むるの外はないのである、而して之は可能である、何となれば地主は代價に變動なき場合に於ても好意を以て地代を免除し又は之を減額してやるこ

とも出来るからである。然らばリ氏は此の場合如何に考へて居るか。リ氏は右に引用した所に引續いて述べて曰く『地代拂はるゝが故に穀價高きにあらず穀價高きが故に地代が支拂はるゝのである。故に地主が地代の全額を免除するも穀價に何等の下落を來さないと云ふ説は正當である。地主の地代免除は單に農民をして紳士的生活を營むを得しむるに過ぎずして最劣等地に於て要する勞働の分量に何等の減少をも來すことはない』(註十七)と。是れ果して是認し得る所なるや。

リカードは、代價は最高生産費で定まる、然るに地代を免除しても此の最高生産費は減少しない、故に地代免除は代價を低落せしめない、と論ずるが、若し供給の分量が増加すれば假令最高生産費は減少せずとも代價は低落するではあるまいか、その結果として從來の最高生産費を要する部分は損失に堪えずして生産をやめる

から最高生産費は從來よりも低落するではあるまいか。リカードは供給の増加は最高生産費の増加によりてのみ可能であると考へるかも知れぬが、最高生産費の増加によらずとも供給増加することが出来るのである、何となれば地代免除の爲めに費用減じ収益増加したる部分の生産者は生産の擴張を行ふからである。リ氏は地代を免除されたる農民は爲めに得たる餘裕をば生活程度の向上に振り向けるのみで生産擴張の資に供することはないと考へて居るやうであるけれども、借地人にして苟も一種の企業として農業を行ふ限りは地代免除による利潤増加に刺戟せられて一層生産擴張を行ふではあるまいか。果してこれが行はれ得るとすれば供給増加し代價は爲めに下落を來さざるを得ないのである。尤も此の點に就てはフランクスは、借地人は斯る場合には生産擴張を行はずして土地所有權の獲得に力めるから供給増加せず代價下落せ

すと云つて居るが(註十八)吾人は之れに賛成しない。蓋し地代を免除された場合には借地人は土地所有権なくして而も土地所有権に伴ふ利得を収めることが出来るのであつて、所有権の有無は耕作者の利得には毫も影響する所はない。故に地代の免除が短期間に限られ而も爲めに受くる利益の増加が以て土地所有権を獲得するに足る場合には或は之を直ちにその方面に向けるかも知れないが、永續的に免除さるゝ限りは誰か好んで有無相關せざる所有権の獲得に力めるものぞ。吾人は借地人は利得増加に刺戟せられ、地代免除によつて増加したる利得部分を以て生産擴張を行ふものと信ずる。又地代の免除が短期間に限られたる場合に於ても爲めに生ずる利得増加が僅少にして以て土地所有権を獲得するに足りないときは、一日も早く所有権を獲得するの日に達せむがために利得の増加を志し先づ以て生活程度を高むる代りに生産を擴張するも

のと思ふ。何れにしても地代が免除せらるゝときは代價は結局下落せざるを得ないと考へるものである。

之を要するにリカードが、地代の自變は引上の方面では起り得ないから地代増加は代價に影響はないと考へたのはリ氏としては當然の筋道であるが、然しそれは誤つて居る。又引下の方面に於ては地代は自變し得るが、それは代價に影響はないと考へたのは、代價は最高生産費の増減によつてのみ變動し得ると考へ代價が供給の増減によつて變動し得ることを忘れたからであつて、之はリカードの立場から見ても當然の結論とは云はれない。況んや正しい説とは猶更に云ふことが出来ないのである。

(3) 次はミルの説である。曰く『要するに地代は地主をして自然的利益の優秀によりて生ずる凡ての過剰利得を取得せしめて種々なる農業資本の利潤を平等ならしむるに過ぎない。假令

凡ての地主が一齊に地代を免除するともそれは唯農業者の手に地代を移すのみで毫も消費者を利することはない、何となれば現在の代價は依然として現在の供給部分を生産するに必要な條件たるべく、若し一部が此の代價を得れば全部同一代價を得べきであるからである。故に地代は制限的法律によりて増加せらるゝにあらざれば毫も消費者の負擔となることはない、地代は代價を高めない……(註十九)と。

之によつて見ればミルは地代自變の場合をば主として免除の場合のみと考へて此の場合には代價に影響はないが、前記の如く例外的に法律によりて地代を増加した場合には影響があると云つて居る。所で、ミルが地代を免除しても代價に影響なしとする理由として現在の代價は現在の供給には必要條件である云々と述べて居るその現在の代價並に現在の供給なるものにして、若しも地代の免除されたるその時に於ける

代價並に供給量といふの意味なりとせば、勿論代價に影響がある筈はないからミルの結論はリカードの結論と同様な意味に於て當然である。然しながら若しも地代の免除されたる時以後に於ける現在と同程度の代價及び供給量といふ意味なりとせば果して如何。吾人の問題とする所に關係のあるのは此の意味に於けるものであるが、現在に於けると同一分量の供給を維持するがためには將來に於ける代價は現在よりも低落することを許さないであらうか。予は地代が免除されたる以後に於ては現在と同じ供給量を維持するがためには代價が現在と同一程度に在るを必要としない、代價が低落しても必ずしも供給は減少しないと考へる。何となれば地代を免除されたる者はそれだけ生産費を減じ得たる譯であつて一層低價にても利益を減少するとなく供給し得るからである。ミルが法律によつて地代を増加した場合には代價に影響すと云つたそ

の代價なるものも、右と同様に將來に於ける代價を意味したのでなければ意味をなさない。地代を増加した時に於ける代價に就て云ふならば影響なきことは云ふまでもない。此の點ミルの思想は交互錯雜して居たのではあるまいか。又ミルは法律によつて地代を増加したときは代價に影響すると云つて居るが、法律が地代の引上を命ずるやうなことがあるであらうか、尤もミルは地代の分量に就ては代價の勞銀・利潤を超過する部分は悉く地代となると云つて居るから(註二七)、強制的にするにあらざれば地代引上の餘地なしと考へて右の如く云つたのであるかも知れぬが、地代の引上は貸借當事者間の任意契約によつて行はれること前號に論じた如くなるのみならず、吾人日常見聞して居る所であつて、法律は何等かの理由によりて地代の引上を禁止又は制限することこそあり得るかも知れぬが其の引上を命ずることはないと思へられる、

假令かゝる場合ありとするも極めて例外稀有な場合である、故に任意契約による地代引上の場合を一般の場合と認めて地代増加は代價に影響すと云ふべきである。

次にミルは、前項にも述べた如く、代價は生産費で定まるが農業生産物の場合には地代はその生産費の中へ入らぬ、工業生産物の場合には生産費の中へ入ると云つて居る。而して農業の場合には地代免除は代價に影響を與へないと云つて居ること右の如くなるが故に、明言はして居らないけれども之から推して考ふれば、ミルは工業の場合には少くとも地代免除は代價に影響すると考へたと見て差支あるまい。或は地代の引上も代價に影響すると考へたと見て差支あるまい。而もミルの説を前後一貫したものと見るときは現在の代價に影響すると考へたと見ても不可ではあるまい。果して此の想像の如くなりと思へば此の思想も亦誤つて居ると云ふ

べきである。何となれば地代が免除され費用減少し利潤増加を來したからと云つて即時に供給が増加することもなければ又高く費用のかゝつたものを安く賣るといふこともないからして代價の低落を來す筈はなく、又地代増加のために將來の生産費が高くなつたからと云つて之と關係なき現在の供給額に就て減少を來したり代價の騰貴を來す筈もないこと農業生産物と同様であるからである。地代の増減によつて影響を受くべき代價は將來の代價である。然るに農業生産物の場合には現在の代價に影響しないけれども工業生産物の場合にはそれに影響すると云ふのは是れ亦思想の交錯である。

要するにミルは地代が生産費の一項目をなすこと農業の場合も工業の場合も同様であると考へ斯くして其の免除又は増加が將來の代價に如何なる影響を與ふるやを一筋に論ずべきであつた。然らば正論に就くことが出來たのであらう

が、右顧左眄、一往一來しつゝ、甲の道を探り乙の途に戻りなどしたために全く道を誤るにも至らず又全く正しき道を進み切るにも至らずして中途に彷徨して居るやうな説をなすに止まつたのである。

(4) 最後に山崎博士の説を見やう。『リカードの地代論に説く所は……大體に於て之を承認せざるべからずと雖、地代が穀物の價格に影響を及ぼすこと絶無なりといふとを得るや、余は地代が生産費に含蓄せられ従て穀物の價格を左右する場合も亦存在するとを信するものなり。例へば茲に一小島あり、全島の土地一人の所有に屬するに當り、其の所有者が地代を引上げたる場合を想像せんに、地代の引上前に於ては米一俵の價格五圓にして一農夫が之を生産するに要する費用四圓九十錢なりしに、地代引上のため此の費用五圓十錢とならんか、此の農夫は損失を忍んで長く耕作をなさざるべきを以て

之を地主に返還し、地主も亦自ら此の地に米を作らざるべきなり、而して此の如き場合少ならざるに於ては全島の米の産額減少して其の價格必ず騰貴すべく、これ即ち地代の引上が原因となりて米價を動かしたるものにあらずして何ぞや。……地主が地代を抛棄するも穀物の價格をして低廉ならしめざることは「リカード」¹⁾「マルサス」²⁾等數多の學者の唱ふる所にして其の理由明白なれども、地代を引上げたる場合は少しく異なる所あるを忘るべからず」と(註二十一)。

因之觀之、博士は地代を免除した場合には穀價に影響を與へないけれども之を引上げた場合には穀價に影響を與へると云つて居らるゝのであるが、予は此の所説の後半に就ては其見を等しうするも其の前半に就ては見る所を異にして居る。而して其の理由はリカード³⁾説を批評した際に述べた通りであるから今更練り返すま

い。蓋し地代免除の場合に代價の下落を來さずとなすの論を否定する理由は同時に地代引上の場合に代價の騰貴を來すとなすの論を肯定する理由となるからである。唯一つ茲に不可解に堪えないのは何故に博士が折角地代自變の場合から見て地代引上の場合には代價に影響すると論じ、地代と代價との關係に就てミルの曖昧にして居つた理論を明かに道破し地代論に新なる一面を開拓するの壯舉に出で、居られながら、地代の免除減少の場合に就ては之に反して地代他變の場合から見てリ氏説を肯定せられたかと云ふことである。地代免除が代價に影響しないと云ふことを肯定する場合と同じ見地から論ずるならば引上の場合と雖も等しく代價に影響しないと云はざるを得ない、又之に反して地代の引上が代價に影響すると論ずる場合と同一の見地からするならば地代の免除を等しく代價に影響すると論ぜざるを得ないと思ふ。凡そ企業とし

て農業を営む場合に於ては利潤の獲得が最終の目的であるから、利潤が増加すれば生産は擴張せられ利潤が減少すれば生産は減縮せられるものである。地代が引上げられた場合に供給が減少するのは借地人の利得が減少し又は損失を來すことゝなつたからである。博士の説く所も同様である。然らば地代が免除された場合には借地人の利得が増加することになつて生産の擴張供給の増加は必然の結果として生じ來るべきではあるまいか。博士は千慮の一失、斯る簡單なる事理に想到されなかつたのであらうか、或はリカード⁴⁾の如く地代免除によりて得たる増加利益は生活程度の向上消費の増進の資に供せらるゝに過ぎないと考へられたのであらうか、乃至は他に理由あつてこのことか。折角眞理の一面を捉へながら他の半面を逸することによつて創見完成の功を一簣に缺かれたこと、惜みても猶餘りあることと思ふ。

以上諸種の學説を述べ且つ評し來つて愈々私見を陳ぶべき段に到達した。然しながら予は私見をば既に前記批評の間に於て隨所に述べて了つたからして重複を避けるために一言簡單に要領だけを記して置く。予は農工業産物の何れた

註十一、Smith: Wealth of Nations. Ashley's Ed. (Econ. Classics.) p. 130.
 註十二、Smith: Ibid. p. 129-30.
 註十三、Marshall: Principles of Economics. 5th. Ed. p. 439. Note 1.
 註十四、Marshall: Ibid. p. 47-8.
 註十五、Ricardo: Principles of Political Economy and Taxation. Ashley's Ed. (Econ. Classics.) p. 59-60.
 註十六、Ricardo: Ibid. p. 60.
 註十七、Flux: Economic Principles. p. 109.
 註十八、Mill: Principles of Political Economy. Ashley's Ed. p. 473.
 註十九、Mill: Ibid. p. 471-2.
 註二十、國家學會雜誌第二十卷第六號四一六頁

五

るを問はずして悉く長期間に於ては代價は生産費に一致するの傾向あり、而して地代は生産費の一項目をなすと認むるものであるからして、地代變動は代價に影響を與へる、他の事情の變らざる限りは地代増加すれば供給の減少を通じて代價の騰貴を來し地代減少すれば供給の増加を通じて代價の下落を來すものと考へる。而してそれは單に生産者との取引に於ける代價の場合に然るのみならず、商店敷地の地代の變動が其の賣價に及ぼす影響の場合にも同様であると信するものである。(完)

附言「地代概論」の題目の下に論すべき事柄は猶ほ澤山あるが、餘り長くなるからそれは後日を期するとして今は一と先づ筆を置いて此の稿を結ぶことにする。(五、五、一五)

の、確實なるや否やの判定に至りては、従前に比し甚だ困難なる事情存するが故に、近時世人の注意を促すに至れり。是れ蓋し今日の産業社會に於て自由競争轉住及營業の自由の認められたるより生じたる結果にして特に重要なものなり。

以前は信用取引の行はるゝは同一地域内に於ける少數のものゝ間に限られしが、今日は其範圍非常に廣く、且日常に於ける信用取引の數の非常に増加しかる結果として、債權者債務者間の關係以前の如く密接なる能はざるに至れり。其他一事業に於ける營業主の絶へず變更するあり、營業及住所の急速に變更せらるゝあり、多數の無資産無經驗なる若輩の徒にして營業を始むるもあり、行商又は代理商業者の中には條件事情の如何を顧みず只管取引を行はんと欲するあり、永く其得意を維持する能はざるにも拘らず無法なる不正競争を試むるもあり、又これと

内外興信制度の研究

山崎 繁 樹

一、興信制度の必要

凡そ商取引を爲すには、其相手方に盛衰の免れざる以上、其資産の現状を知ること、又信用の確實なる者と然らざる者とある以上、其信用程度を知ることの必要なるは特に贅する迄もなし。而して信用取引の確實なるや否やを決定する爲に次の三條件を必要とす、即ち(一)債務者債務を辨濟する能力を有し(二)且之れを辨濟せんとする意思を有すること(三)若し債務者が辨濟せざる時は之れを強制する法律上の保障あること之れなり。現今に於ては信用取引に對する法律上の保障は殆んど完備の域に達し居るが故に、少なくとも文明國に於ては此の點に關し特に注意を拂ふ必要少なしと雖も、信用取引其も

相關聯して長期信用輕率なる信用の授與の一般に行はるゝが如き、此等は凡て信用取引の危険を増大せしめ、且他方には競争を激甚ならしめて以て過度の信用を與ふるに至らしむるなり。

信用取引の危険増加と過度の信用授與とは互に兩立すべからざる事なるが上述の事情は此の重大なる矛盾を生じ惡影響を實業社會に及ぼし又現に日常及ぼしつゝあるなり。斯かる重大なる弊害に對しては從來種々の救濟策の講せられたるものと雖も未だ何れも完全の域に達したるものなく、此等の救濟策中比較的効果を有するは唯、一に過ぎざるが如きは注目に値ひするものと云ふべし。即ち從來世人によりて試みられたる信用改善 (Kreditreform) 又は信用保險 (Kreditversicherung) (註)等の如き一は果斷なる提供なるも實行が伴はず他は實行が伴ふも施設の効果の微弱なるに反して獨り現在興信所の制度は自由競争の基礎の上に立ちて克く其弊害を